

## 板橋区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金交付要綱

(令和7年3月24日区長決定)

### (目的)

第1条 板橋区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業（以下、「本事業」という。）は、特定相談支援事業者及び一般相談支援事業者が実施する、障がい者の障害者支援施設や精神科病院等から地域生活への移行に向けた調整等の業務（以下、「本業務」という。）に関し、本業務に要する経費の一部を補助することにより、障がい者の地域移行を促進することを目的とする。

### (補助対象事業者)

第2条 本事業の対象となる事業者は、別表1に定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく障害福祉サービス等を提供する事業者とする。

### (補助対象事業)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、下記の取組とする。

#### (1) 特定相談連携機能強化支援事業

障がい者の地域移行を促進するため、特定相談支援事業者が地域移行に向けた調整等を行う取組

#### (2) 一般相談連携機能強化支援事業

障がい者の地域移行を促進するため、一般相談支援事業者が地域移行に向けた調整等を行う取組

### (補助対象経費)

第4条 この補助金の対象となる経費は、対象事業者における別表2及び別表3の第1欄に掲げる経費とする。

### (補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、別表2及び別表3の第2欄に定める補助基準額により算定した額と、前条の規定による補助対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額とを各々比較して各々いずれか少ない額を選定し、板橋区の子算の範囲内において交付するものとする。ただし、選定した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者の代表者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記第1号様式）に関係書類を添えて、指定する期日までに板橋区長（以下「区長」という。）に提出するものとする。

(補助金の交付決定等)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、書類審査等により、補助金を交付することが適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。なお、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、補助金不交付決定通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(変更又は廃止申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定後、事情の変更により決定を受けた申請の内容を変更又は廃止しようとする場合は、補助金変更交付申請書(別記第4号様式)又は補助金廃止申請書(別記第5号様式)に関係書類を添えて区長に申請するものとする。

(変更交付又は廃止の決定)

第9条 区長は、前条の規定による変更の申請があったときは、同条に定める変更交付申請書及び関係書類により内容を審査し、補助金を変更交付することが適当と認めるときは補助金の変更交付決定を行い、補助金変更交付決定通知書(別記第6号様式)により補助事業者に通知するものとする。なお、補助金を変更交付することが適当でないと認めるときは、補助金変更不交付決定通知書(別記第7号様式)により補助事業者に通知するものとする。

2 区長は、前条の規定による廃止の申請があった場合において、事業廃止が適当と認めるときは、補助金廃止承認書(別記第8号様式)により補助事業者に通知するものとする。この場合において、当該補助事業の廃止に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは期限を定めて返還を命じるものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 区長は、この補助の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この補助の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの補助の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(承認事項)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき(ただし、軽微なものは除く。)
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(事故報告等)

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となったときには、速やかにその理由及び状況を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(遂行命令及び遂行の一時停止命令)

第13条 区長は、補助事業者が提出する報告及び地方自治法(昭和22年法律第67号)

第 221 条第 2 項の規定による調査若しくは報告又は事業所の実地調査等により、補助事業がこの交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じなければならない。

2 補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

(補助金の請求)

第 14 条 第 7 条又は第 9 条第 1 項の規定による交付決定を受けた補助事業者は、四半期ごとに補助金交付請求書(別記第 9 号様式)により、その翌月の 15 日までに実施状況報告書(別記第 10 号様式)を添付して区長に請求しなければならない。ただし、第 4 四半期については、当該年度の末日までに報告するものとする。

2 区長は、前項の請求書が提出されたときは内容を審査し、適当と認めるときは補助金を交付する。

(実績報告)

第 15 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書(別記第 11 号様式)を区長に提出するものとする。この場合において、第 11 条第 2 号の規定により中止又は廃止の承認を受けたときもまた同様とする。

(補助金の額の確定)

第 16 条 区長は、前条の規定により提出された報告書により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、補助金が適正に執行されたと認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知(別記第 12 号様式)により補助事業者に通知する。

(是正のための措置)

第 17 条 区長は、前条の規定による調査の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

(決定の取消し)

第 18 条 区長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 事業の実施内容に不備があると認められたとき。
- (5) 法令に基づく指導を受けてなお改善がなされていないと認められたとき。

2 前項の規定は、第 16 条の規定により補助金の額が確定した後においても適用する。

(補助金の返還)

第19条 区長は、補助金の交付決定額を変更した場合又は交付決定の全部若しくは一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 区長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した後において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助金確定通知書(別記第12号様式)により期限を定めて、その差額の返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第20条 区長は、第18条第1項の規定により、この交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、前条に基づき補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(違約加算金及び延滞金の計算)

第21条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次にさかのぼり、それぞれ受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により、違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

3 前条第2項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第22条 区長は、補助事業者に対し、補助金の返還を命じ補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺することができる。

(関係帳簿の整備)

第23条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿を備え、当該収支

について証拠書類を整理し、これらの書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

(委任)

第24条 この要綱に定めのない事項については、その性質に反しない限り東京都板橋区補助金等交付規則(昭和42年板橋区規則第3号)によるほか、福祉部長が別に定める。

付則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

1 事業区分	2 障害福祉サービス
(1) 特定相談連携機能強化支援事業	計画相談支援
(2) 一般相談連携機能強化支援事業	地域移行支援

※ 法 77 条第 3 項に基づく地域生活支援事業により実施される障害者相談支援事業として、区市町村が特定相談支援事業者等へ委託により実施する事業は、補助対象外とする

別表 2

特定相談連携機能強化支援事業

1 補助対象経費	2 補助基準額
<p>1 障害者支援施設に入所や精神科病院に入院している障がい者等について、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者を対象に、以下の取組を実施する上で必要な経費とする。ただし、上記費用のうち、その他の補助金等の対象経費となるものは除く。</p> <p>一 障害者支援施設等に入所中の障がい者又は障がい児に対して、地域移行に向けた調整を具体的に実施した場合</p> <p>二 精神科病院等に入院中の障がい者の退院及び地域移行に向けた調整を具体的に実施した場合</p> <p>2 前項の取組を実施する際には、以下の点に配慮しなければならない。</p> <p>一 障がい者の心身の状況や置かれている状況及びサービス利用に関する本人意向の把握</p> <p>二 サービスの利用に関する施設や親族との調整</p> <p>三 施設の退所や精神科病院の退院に伴うサービス利用に関する調整</p>	<p>利用者1人当たり 12,000円/月（ただし、初回報酬算定月以降を除く）</p> <p>※事業所の所在地に関わらず、板橋区民を対象とする。</p>

別表 3

一般相談連携機能強化支援事業

1 補助対象経費	2 補助基準額
<p>1 障害者支援施設に入所や精神科病院に入院している障がい者等について、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者を対象に、以下の取組を実施する上で必要な経費とする。ただし、上記費用のうち、その他の補助金等の対象経費となるものは除く。</p> <p>一 障害者支援施設等に入所中の障がい者又は障がい児に対して、地域移行に向けた調整を具体的に実施した場合</p> <p>二 精神科病院等に入院中の障がい者の退院及び地域移行に向けた調整を具体的に実施した場合</p> <p>2 前項の取組を実施する際には、以下の点に配慮しなければならない。</p> <p>一 障がい者の心身の状況や置かれている状況及びサービス利用に関する本人意向の把握</p> <p>二 サービスの利用に関する施設や親族との調整</p> <p>三 施設の退所や精神科病院の退院に伴うサービス利用に関する調整</p>	<p>利用者1人当たり 12,000円/月（ただし、初回報酬算定月以降を除く）</p> <p>※事業所の所在地に関わらず、板橋区民を対象とする。</p>



第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

所在地  
法人名  
代表者名  
事業所名

年度 板橋区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金交付申請書

年度板橋区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金として、次の金額を  
交付されたく、関係書類を添えて申請します。

申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

（添付資料）

- 1 所要額調書（第1-1号様式）
- 2 実施計画書（特定相談・一般相談連携機能強化支援事業）（第1-2号様式）

部署名	
担当者	
電話	
e-mail	

第 1-1 号様式 (第 6 条関係)

年度 板橋区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金 所要額調書

法人名

事業所名

補助金所要額

事業区分	予定人数	実施見込み 月数 (延べ月数)	申請額 (円)
(1) 特定相談連携機能強化 支援事業	人	か月	円
(2) 一般相談連携機能強化 支援事業	人	か月	円

第 1-2 号様式（第 6 条関係）

## 実施計画書（特定相談・一般相談連携機能強化支援事業）

法人名

---

事業所名

---

（1） 主な実施予定内容

（2） 予定人数 人

（3） 1人当たりの予定月数 か月

（4） 延べ月数（（2）×（3）） か月

第2号様式（第7条関係）

板 第 号  
年 月 日

所在地  
法人名  
代表者名  
事業所名

年度 板橋区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度 板橋区特定相談・一般  
相談連携機能強化支援事業補助金を、下記により交付する。

板橋区長

記

1 交付金額 金 \_\_\_\_\_ 円  
(内訳)

① : 予定人数	人
② : 実施見込み月数 (延べ月数)	か月
③ : 補助基準額	利用者1人当たり 12,000 円/月
補助金額の算定方法	②×③ (1,000 円未満切り捨て)

2 交付条件

- (1) この補助金は、交付申請記載の事業以外に使用しないこと。
- (2) 年度終了後、速やかに実績報告書を提出すること。
- (3) 板橋区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金交付要綱を遵守すること。
- (4) 上記(1)から(3)までのいずれかを違反した場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

3 申請の取り下げ

この補助金の交付決定の内容又はこれに付した交付条件に異議があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して14日以内に申請を取り下げることができる。

第3号様式（第7条関係）

板 第 号  
年 月 日

所在地  
法人名  
代表者名  
事業所名

年度 板橋区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度 板橋区特定相談・一般  
相談連携機能強化支援事業補助金を、下記により不交付とする。

板橋区長

記

1 不交付決定の理由

2 補助却下（停止）日

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

所在地  
法人名  
代表者名  
事業所名

年度 板橋区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付 をもって交付決定があった  
標記補助金について、下記のとおり変更交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

変更交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円  
既交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

（添付資料）

- 1 所要額調書（変更）（第4-1号様式）
- 2 実施計画書（変更）（特定相談・一般相談連携機能強化支援事業）（第4-2号様式）

部署名	
担当者	
電話	
e-mail	

第 4-1 号様式 (第 8 条関係)

年 月 日

年度 板橋区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金 所要額調書 (変更)

法人名

事業所名

補助金所要額

(変更後)

事業区分	予定人数	実施見込み 月数 (延べ月数)	申請額 (円)
(1) 特定相談連携機能強化 支援事業	人	か月	円
(2) 一般相談連携機能強化 支援事業	人	か月	円

(変更前)

事業区分	予定人数	実施見込み 月数 (延べ月数)	申請額 (円)
(1) 特定相談連携機能強化 支援事業	人	か月	円
(2) 一般相談連携機能強化 支援事業	人	か月	円

第 4-2 号様式（第 8 条関係）

実施計画書（変更）（特定相談・一般相談連携機能強化支援事業）

法人名

---

事業所名

---

（1）主な実施予定内容

（2） 予定人数 人

（3） 1人当たりの予定月数 か月

（4） 延べ月数（（2）×（3）） か月



第5号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

所在地  
法人名  
代表者名  
事業所名

年度 板橋区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金廃止申請書

年 月 日付で交付決定のあった 年度 板橋区特定相談・一般  
相談連携機能強化支援事業補助金を、下記理由により廃止されたく申請します。

記

1 補助金廃止の理由

2 補助金廃止年月日

第6号様式（第9条関係）

板 第 号  
年 月 日

所在地  
法人名  
代表者名  
事業所名

年度 板橋区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で変更交付申請のあった 年度 板橋区特定相談・一般  
相談連携機能強化支援事業補助金を、下記により変更交付する。

板橋区長

記

1 交付金額 金 \_\_\_\_\_ 円  
(内訳)

	変更前	変更後
①：予定人数	人	人
②：実施見込み月数（延べ月数）	か月	か月
③：補助基準額	利用者1人当たり 12,000 円/月	
補助金額の算定方法	②×③（1,000 円未満切り捨て）	

2 交付条件

- (1) この補助金は、交付申請記載の事業以外に使用しないこと。
- (2) 年度終了後、速やかに実績報告書を提出すること。
- (3) 板橋区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金交付要綱を遵守すること。
- (4) 上記（1）から（3）までのいずれかを違反した場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

3 申請の取り下げ

この補助金の交付決定の内容又はこれに付した交付条件に異議があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して14日以内に申請を取り下げることができる。

第7号様式（第9条関係）

板 第 号  
年 月 日

所在地  
法人名  
代表者名  
事業所名

年度 板橋区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金変更不交付決定通知書

年 月 日付で変更交付申請のあった 年度 板橋区特定相談・一般  
相談連携機能強化支援事業補助金を、下記により変更交付しない。

板橋区長

記

1 変更不交付決定の理由

第8号様式（第9条関係）

板 第 号  
年 月 日

所在地  
法人名  
代表者名  
事業所名

年度 板橋区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金廃止承認書

年 月 日付で廃止申請のあった 年度 板橋区特定相談・一般  
相談連携機能強化支援事業補助金を、下記により廃止を承認する。

板橋区長

記

1 承認年月日

年 月 日

## 補助金交付請求書

（宛先）板橋区長

所在地  
法人名  
代表者名  
事業所名

年度 板橋区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金（第 四半期分）  
として上記金額を請求します。

1 請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

（内訳）

①	請求対象期間	
②	実施人数	人
③	実施月数（延べ月数）	か月
④	補助基準額	利用者1人当たり12,000円/月
⑤	③のうち補助対象経費が、④補助基準額を下回った月数	か月
⑥	⑤の対象経費（補助対象経費から寄付金その他の収入額を控除後）	円
補助金額の算定方法		$(③-⑤) \times ④ + ⑥$ (1,000円未満切り捨て)

## 実施状況報告書

（宛先）板橋区長

所在地  
法人名  
代表者名  
事業所名

板橋区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金交付要綱第 14 条第 1 項に基づき下記のとおり実施状況報告書を提出する。

### 記

#### 1 報告対象期間

第 四半期分（ 年 月～ 月 分）

#### 2 対象者一覧

	対象者氏名	生年月日	入所施設	支援結果（1つを選択）			※延べ支援月数	備考
				移行した	移行しなかった	移行支援継続中		
1							か月	
2							か月	
3							か月	
4							か月	
5							か月	
6							か月	

※支援を実施しなかった月及び報酬を算定した月以降を除く

#### 3 添付書類

- （1）実施状況報告書（対象者別 第 四半期分）（様式第 10-1 号）
- （2）収支報告書（第 四半期分）

第 10-1 号様式 (第 14 条関係)

年 月 日

実施状況報告書 (対象者別 第 四半期分)

事業所名 : \_\_\_\_\_

報告対象期間 : 第 四半期分 ( 年 月 ~ 年 月分)

No.	対象者名			
契約年月日		補助対象月数(※)	か月	
実施年月日	実施内容			

※支援を実施しなかった月及び報酬を算定した月以降を除く

第 11 号様式（第 15 条関係）

年 月 日

## 実績報告書

（宛先）板橋区長

所在地  
法人名  
代表者名  
事業所名

板橋区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金交付要綱第 15 条第 1 項に基づき下記のとおり実績報告書を提出する。

記

### 1 実績報告対象期間

年 月分 ～ 年 月分

### 2 添付書類

- （1）事業実績報告書（所要額調書）（様式第 11-1 号）
- （2）事業実績報告書（対象者別）（様式第 11-2 号）
- （3）実施状況結果報告書（対象者別）（様式第 11-3 号）
- （4）収支報告書（第 四半期分）



第 11-1 号様式 (第 15 条関係)

年 月 日

事業実績報告書 (所要額調書)

法人名

事業所名

補助金所要額

事業区分	実施人数	実施月数 (延べ月数)	申請額 (円)
(1) 特定相談連携機能強化 支援事業	人	か月	円
(2) 一般相談連携機能強化 支援事業	人	か月	円

年 月 日

## 事業実績報告書 (対象者別)

事業所名 \_\_\_\_\_

1 実績報告対象期間

年 月分 ~ 年 月分

2 事業実績報告書 (対象者別)

	対象者氏名	生年月日	入所施設	支援結果 (1つを選択)			※延べ支援月数	備考
				移行した	移行しなかった	移行支援継続中		
1							か月	
2							か月	
3							か月	
4							か月	
5							か月	
6							か月	
7							か月	
8							か月	
9							か月	
10							か月	

※支援を実施しなかった月及び報酬を算定した月以降を除く

第 11-2 号様式 (第 15 条関係)

	対象者氏名	生年月日	入所施設	支援結果 (1つを選択)			※延べ支援月数	備考
				移行した	移行しなかった	移行支援継続中		
11							か月	
12							か月	
13							か月	
14							か月	
15							か月	
16							か月	
17							か月	
18							か月	
19							か月	
20							か月	
21							か月	
22							か月	
23							か月	
24							か月	
25							か月	
26							か月	
27							か月	
28							か月	
29							か月	
30							か月	

※支援を実施しなかった月及び報酬を算定した月以降を除く

実施状況結果報告書 (対象者別)

事業所名 : \_\_\_\_\_

No.	対象者名			
契約年月日		補助対象月数(※)	か月	
実施年月日	実施内容			

※支援を実施しなかった月及び報酬を算定した月以降を除く

12号様式（第16条・第19条関係）

板 第 号  
年 月 日

所在地  
法人名  
代表者名  
事業所名

年度 板橋区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金確定通知書

年 月 日付 をもって交付決定が  
あった板橋区特定・一般相談連携機能強化支援事業補助金については、 年 月  
日付の実績報告に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

板橋区長

記

1 補助金確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 超過交付額（返還額）がある場合

板橋区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金交付要綱第19条第2項に基づき、 年 月 日までに返還するよう命じます。

(1)補助金確定額 \_\_\_\_\_ 円  
(2)既交付済額 \_\_\_\_\_ 円  
(3)返還額 \_\_\_\_\_ 円